

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	大竹市 34211
地域名 (地域内農業集落名)	栗谷町後原地区

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	16.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	16.6 ha
② 田の面積	14.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.8 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・市内に認定農業者はいないものの、現に利用権を設定している者が引き受けている農地面積が比較的多く、ほ場としては比較的耕作されている箇所が多いが、その者の後継者が不在であり将来的に懸念がある。→農地中間管理機構の活用、積極的な新規就農者の受入れ等により、農業者人口の増加を図る必要がある。 ・水稻が本地域の農業生産の基幹をなしており、畑においては販売野菜の利用があるものの、山間急傾斜地の畑は荒廃の傾向を示している。→農地の集約を図り面的にまとめる必要がある。 ・農家の高齢化、人口減、後継者不足等による担い手の減少により農家個々人による現状維持に限界がある。→認定農業者等の育成、農地中間管理機構の活用などによる農業を担う者への集積・集約のほか、営農の実態に応じた生産組織の体制の整備を行う必要がある。 ・令和8年度より認定新規就農者の認定を目指す者がいる他、水稻で1ha近くの利用権設定をする者が参入するなど、将来にわたって持続性のある地域農業の担い手を育てる素地ができつつある。→新規就農者の定着を図る必要がある。 ・ほ場整備を行っている区域であり、比較的現状維持、若しくは農地の貸付希望の傾向がある。→今後生まれてくる担い手に対し集積・集約を図るために話し合いの場を維持する。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稻を主要作物としつつ、高収益性の作物、作型を導入して、地域として産地化を図る。 ・収量や収益の増加につながるよう、経営発展を図るため市とJA等が連携し、新規作物や新しい生産方法を検討する。 ・現状維持を軸としつつ、地域内外から希望する者から農業作物の収益により十分生活ができる認定農業者や認定新規就農者を育成し、農業を担う者としていく方策を検討する。 ・農地中間管理事業を活用し、農業を担う者へ農地の集約を図る。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、意欲的な農業者に対しては、農業委員会が実施している農業委員、推進委員による農地等の利用の最適化を推進し、農地中間管理事業を活用しながら農地の集積・集約を促進する。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0	%	将来の目標とする集積率 10 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
効率的・安定的な農業経営ができるよう、大区画化等加速化支援事業等の実施を検討する等、集積・集約化を推進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組 地域での合意形成を図りながら、面的にまとめて農地中間管理機構に農地を貸し付け、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積に取組を促進するなど、地域内の農地利用の再編成を推進する。また、中山間地域や担い手が不足している地域では、農業を担う者の状況等に応じ、地理的自然的条件、営農類型の特性、並びに農業者の意向を踏まえた農地の利用集積の取組を促進するとともに、新規参入者の確保の取組等についても進めていく。 また、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への検討を行う。	
(2)農地中間管理機構の活用方法 農業を担う者に対し、農業委員会が実施している農業委員、推進委員による農地等の利用の最適化を推進しながら、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を推進する。 現状ほとんどの農家が制度について周知がされていない。したがって農地の利用集積の制度について、積極的に広報活動等を行っていく。	
(3)基盤整備事業への取組 令和12年までの間に基盤整備事業の実施見込みなし。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組 地域内外から新規営農者に対し、意向を踏まえながら農業を担う者として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 作業の効率化が見込める作業等について事業者への委託を検討する。	
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)	
☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料
☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等
☐ ⑤果樹等	☐ ⑥燃料・資源作物等
☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設
☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】 農地および周辺環境の保全を目的とした多面的機能支払交付金による補助を受けており、後原地域保全会が担っている。	

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
利用者	谷口 泰造	水稻	1.05 ha	ha	水稻	1.05 ha	ha		
利用者	田中 則夫	水稻	0.8 ha	ha	水稻	0.8 ha	ha		
利用者	小松 成徳	水稻	0.86 ha	ha	水稻	0.86 ha	ha		
利用者	松崎 光信	水稻	0.5 ha	ha	水稻	0.5 ha	ha		
利用者	益本 秀明	水稻	0.96 ha	ha	水稻	0.96 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	5経営体		4.17 ha	0 ha		4.17 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。